

答 申

習志野市長 宮本泰介様

令和4年7月21日付け国年第276号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり答申します。

1. 令和4年度諮問第1号

国民健康保険事業における第三者行為と思われる患者の個人情報の目的外利用及び外部提供については適当なものと認める。

ただし、以下のことに十分留意されたい。

- 一、収集する個人情報は国民健康保険事業の目的を達するに必要最小限度のものに留めること。
- 一、収集する個人情報の保管及び廃棄等の管理について適宜定めておくこと。
- 一、同様の手続きにより個人情報を収集している他市町村の状況についても調査・研究し、実施に係る参考とすること。

個 答 申 第 1 号
令 和 4 年 9 月 30 日

習志野市個人情報保護審議会 会長 三幣芳夫

